

## IV Q&Aヘルプパッケージ

ここでは、通級による指導を担当する先生方や在籍校の担任の先生、管理職の先生、各教育委員会の通級担当者の方々が、疑問に思うことや迷うことなどについて、文部科学省編著「障害に応じた通級による指導の手引き」●解説とQ&A●より抜粋し、示しました。不足する部分は、当該書籍を当たっていただくことをお勧めします。

Q1：「通級による指導」とは、どのような指導ですか。

A1：「通級による指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。

実施形態として、①児童生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」、②他の学校に通級し、指導を受ける「他校通級」、③通級による指導の担当教師が該当する児童生徒のいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」があります。

Q2：対象となる児童生徒について教えてください。

A2：通級による指導の対象となるのは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別の指導を必要とする程度のもになります。

なお、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断することが必要です。

Q3：「特別の教育課程」の編成は誰が行うのですか。

A3：教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、教育課程の編成の主体は各学校であり、校長が責任者となって編成します。

通級による指導は、(特別の指導を)「教育課程に加え、又はその一部に替える」ものであり、教育課程の特例となることから、教育課程の編成を行う各学校の校長が、対象となる児童生徒の実態把握等を適切に行った上で、判断することになります。

このことは他校通級の場合も同様であり、その児童生徒が受ける教育課程の編成は在籍する学校の校長が行うものとされています。しかしながら、通級による指導の指導内容や指導時間については、学校の設置者の定めるところにより、他校通級を実施する学校が検討することになるため、あらかじめ両校の間で十分に協議することが必要です。

Q4：教育課程の一部に「替える」場合、通級による指導を受けたことにより、「替える」対象となる教科等を受けたこととみなすのですか。

A4：「替える」とは、「替える」対象となる教科等の関係で、当該教科等と同一の目標を達成するための手段として代替するという意味ではなく、あくまでも授業時間として代替するという意味です。これは、通級による指導の目標が「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服すること」であり、各教科等の目標とは異なるものであることから明らかです。

このため、通級による指導を受けたことにより、「替える」対象となる教科等を受けたこととみなすことはできません。

Q5：特別支援学校や特別支援学級に通っている児童生徒は、通級による指導を受けることができますか。

A5：通級による指導は、あくまで通常の学級に在籍し一部特別の指導を必要とする児童生徒を対象として、障害の状態に応じ、週に数回程度特別の指導を実施するものであり、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒はこの制度の対象となる児童生徒ではありません。そのため、在籍する特別支援学校や特別支援学級において適切な指導を行うことが必要です。



**Q6：高等学校における通級による指導の単位認定は、誰がどのように行いますか。**

A6：各学校において、生徒ごとの個別の指導計画等に通級による指導における指導目標を明確に定め、原則として週1回以上通級による指導を行い、十分にその目標が達成できたと校長が判断した場合には単位の認定を行うこととなります。

なお、他校通級の場合も、障害に応じた特別の指導に係る特別の教育課程の編成は、生徒の在籍校の校長が行うものであること、在籍校での当該生徒の様子の変容や成長も踏まえて通級による指導の成果を評価する必要があること等に鑑み、生徒が在籍する学校の校長が、障害に応じた特別の指導に係る単位の修得を認定することとされています。これらのことから、他校通級が行われる学校においては、通級による指導の記録を作成するとともに、生徒が在籍する学校に対してその写しを提供することが必要となります。

**Q7：通級による指導を年度途中で開始又は終了することはできますか。**

A7：障害のある児童生徒に対しては、その障害の状態や教育上必要な支援等に応じた適切な教育の場が選択されることが大切であり、それが学年の途中から必要となる場合も例外ではありません。

このため、校内委員会における検討や教育委員会による助言等を経て、当該児童生徒にとって通級による指導が適切であると判断されれば、年度途中であっても通級による指導を開始することは可能です。

また、逆に、年度途中であっても、通級による指導により、障害による学習上又は生活上の困難が改善・克服され、通常の学級における授業のみで十分に学習や生活が可能であると、同様のプロセスにおいて判断されれば、通級による指導を終了することも可能です。

このような場合の高等学校における単位認定については、単位認定の対象となる35単位時間に満たない場合は単位の認定はできませんが、例えば、学年をまたいで実施したり、長期休業期間等に一部追加で指導を実施したりすることにより、3年間で35単位時間以上を履修した場合には、単位認定の対象とすることが可能です。

**Q8：通級指導教室は、学級の一つとして考えてよいでしょうか。**

A8：学級概念については、学習指導のための基本的な単位(広義の意味)と、学習指導及び生活指導のための基礎的な単位(狭義の意味、通常の場合、在籍を要件とする)の二つの捉え方がありますが、小・中・高等学校における「学級」の概念は、基本的には、児童生徒の在籍が必要となる狭義の「学級」を意味していると言えるでしょう。

一方、通級指導教室は、通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して特別の指導を行う場であって、これは児童生徒の在籍を要件としない学習指導のための基礎的な単位を示すものであり、小・中・高等学校における「学級」とは別の概念です。

**Q9：小・中学校でLD・ADHDについて認められている月に1時間程度の指導は、高等学校でも認められるのでしょうか。**

A9：高等学校においても、LDやADHDのある生徒に対して、通級による指導を月1単位時間の頻度で実施することは可能です。

ただし、このような場合、1年間の実施では単位認定の対象となる35単位時間に満たないため単位の認定はできませんが、例えば、学年をまたいで実施したり、長期休業期間等に一部追加で指導を実施したりすることにより、3年間で35単位時間以上を履修した場合には、単位認定の対象とすることが可能です。



Q10：保護者との面談、児童生徒が在籍する通常の学級等の担任等との連絡、ケース会議等に要する時間は、指導時間とは考えられませんか。

A10：保護者との面談、児童生徒が在籍する通常の学級等の担任等との連絡、ケース会議等は、いずれも通級による指導の担当教諭の重要な職務の一つではありますが、児童生徒に対する指導ではありませんので、指導時間を含めて考えることはできません。

Q11：通級による指導の成果を生かすために、通常の学級と通級指導教室との連携をどのように図っていく必要がありますか。

A11：通級による指導の成果を十分に生かしていくためには、通常の学級において受ける各教科においても、学級担任や各教科の担当教諭が児童生徒の障害の状態や教育上必要な支援等について正しい理解と認識をもちながら、指導上配慮していく必要があります。

そのためには、通級による指導の担当教諭が、学級担任や各教科の担当教師に対して情報提供や助言を行ったり、通級による指導の担当教諭が中心となって、関係者の協力を得てケース会議などを開催したりすることが必要になります。

また、他校通級の場合には、通級による指導の担当教諭が、定期的に在籍校を訪問することも必要になります。

さらに、平成29年3月に行われた小・中学校の学習指導要領の改訂では、通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画と個別の指導計画を必ず作成することになっており、連携の際には、それらの計画を活用することが考えられます。

このような情報提供や助言、学校訪問などの活動は、通級による指導を効果的に行うために必要不可欠なものであり、通級指導教室を置く学校にあっては、これらの職務を通級による指導の担当教諭の重要な職務の一環として位置付ける必要があります。

Q12：通級による指導の担当者としてどのような力が求められますか。

A12：通級による指導が十分な教育効果を上げるためには、特別支援教育に関する専門的な知識や技能を持った担当教師が、個々の児童生徒の障害の状態や教育上必要な支援等を的確に把握し、それに応じた指導を行うことが求められます。

また、教科等の一部に替え、又は放課後等に時間を設定して指導を受けるにもかかわらず、期待された教育効果を上げることができなければ、通級による指導を導入した意義そのものを問われることとなります。

したがって、通級による指導の担当教諭を配置するに当たっては、これらの点を十分勘案した上で、適任の者を充てることが大切です。

Q13：通級による指導の担当教諭が巡回による指導を行うことはできますか。

A13：通級による指導は、その指導を必要とする児童生徒が、自校において、あるいは通級指導教室が開設されている他校に通うことによって、障害に応じた特別の指導を受けることが一般的ですが、場合によっては、通級による指導の担当教諭が本務となる学校以外の学校において通級による指導を行うこともできます。

ただし、その場合には、各教育委員会が当該教諭に対して、複数校兼務の発令を行ったり、非常勤講師の任命を行ったりするなどして、通級による指導を行う学校における身分の取扱いを明確にする必要があります。